

議案第 6 号

君津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

君津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、木更津市と協議するに当たり、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約

（趣旨）

第 1 条 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、木更津市火葬場における君津市の火葬場に関する事務を木更津市に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第 2 条 君津市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を木更津市に委託する。

- (1) 火葬に関する事務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事務
- (3) その他火葬場の運営に関する事務

（管理及び執行の方法）

第 3 条 委託事務の管理及び執行については、木更津市の条例及び規則（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、君津市の負担とする。

2 君津市の負担すべき経費については、木更津市長が君津市長と協議して定めた額を、君津市は、毎年度、木更津市に納付するものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、木更津市長は、委託事務に要する経費に関する書類を作成し、あらかじめ君津市長に送付するものとする。

4 その他特別な経費が生じる場合は、その負担額等について、木更津市長が君津市長と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第5条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を木更津市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、全て木更津市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 木更津市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは速やかに当該決算の委託事務に関する部分を君津市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて君津市長と連絡会議を開くものとする。ただし、君津市長の申出がある場合には、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃しようとする場合においては、あらかじめ君津市長と協議しなければならない。

2 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃したときは、直ちに当該条例等を君津市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、君津市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、君津市長と木更津市長との協議により定める。

## 附 則

- 1 この規約は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 君津市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する木更津市の条例等が君津市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、木更津市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに君津市に還付しなければならない。